

(別記)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

- 1 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）
（注）・運搬費を含む。
- 2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）
（注）・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①工作物に附属するもの の取り外し	付属物取り外し工事	<input type="checkbox"/> 手作業
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②本体、基礎及び基礎ぐいの取り壊し		
	特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
コンクリート塊	解体工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
アスファルトコンクリート塊	解体工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
木材	解体工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

(注)・分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地